

第3回米子市行政改革推進委員会における主な質疑・意見と検討事項の調整結果

主な質疑・意見等	答弁、答弁の補足、処理方針、検討事項等
【報告】	
資料3-1 第2回米子市行政改革推進委員会における主な質疑・意見と検討事項の調整結果	
質疑なし	
資料3-1-ア、3-1-イ 外郭団体関連資料	
<p>【質問】 33億円のアミューズメント施設用地は、どのような目的の用地か。</p>	<p>【答弁内容】 用途地域は、近隣商業地域でアミューズメント施設用地としている。 現在は、JRAがある。</p>
<p>【質問】 帳簿価格で33億円という点について、非常に不安に思われていると思うが、本当に実勢価格を調査していないのか。</p>	<p>【答弁内容】 実勢価格となると不動産鑑定評価が必要になるが、調査していない。</p>
<p>【質問】 市の外郭団体ではないかもしれないが、例えば上福原の準備組合のような組合は、市が許可して、銀行融資は市が保証するようだが、どういう位置づけか。 赤字をかかえていれば、その精算が大変だが、市はどのような考え方なのか。</p>	<p>【答弁内容】 土地区画整理事業については、行政が施行するものだけでなく、任意団体の組合方式で施行する場合がある。 この場合、組合で保留地の処分等によって採算を確保しなければならず、行政との債権債務の関係はなく、市の外郭団体ではない。</p> <p>補足 組合施行の土地区画整理事業については、市が事業認可し、技術的支援や事業によって拡幅される街路の用地費・工事費の一部を補助しているが銀行融資等の保証はしていない。</p>
【議事1】	
<p>資料3-2 米子市行財政改革大綱(案)の修正について 付属資料 米子市行財政改革大綱(案) (平成17年12月26日段階での修正後の案)</p>	
<p>【質問・意見】 NPOは非営利組織であり、ボランティア団体や自治組織も含まれていると理解しているが、それらと同列に併記されている。 NPO法人という表現なら、ボランティア等との重複はないが、どのような意味で使っているか明確にしたほうがよい。</p>	<p>【委員長要請】 用語解説との関係もあるが、言葉の使い方については、事務局で、あとで整理してください。</p> <p>処理方針 文言をNPO法人に変更したい。</p>
<p>【質問・意見】 外郭団体の統廃合について、土地開発公社と財団法人開発公社との統合はしないということだが、統廃合の考え方について伺いたい。 指定管理者制度以外の点で、外郭団体の統廃合についての考え方をより明確にできないか。</p>	<p>【答弁内容】 土地開発公社は、解散すれば、多大な債務を市が引き継ぐことになる。 そこで、まず、経営健全化団体の指定を受け、無利子融資等の制度によって土地の整理をしたうえで、解散等のメスを入れていきたい。 外郭団体の統廃合の基準は、各団体の設立の性格や意義等がさまざまであり、統一的基準は難しい。</p>

【意見】

事務事業の中での、単市事業、単独扶助事業、法令外負担金などの概念や相互の関係がわかりにくい。

法定受託事務以外の事務事業は、単独事業なのか、法令外負担金、補助金なのか。

また、補助事業というものがどのようなものが、いったいいくらあるのかということもわからない。

整理していただきたい。

【答弁内容】

国の法令に基づいてやってきた事務が大半であり、市の裁量で行っている固有事務はごく一部である。その中で負担金、補助金、扶助費などの、用語整理すべきということだが、具体的な実施計画の中で見ていただくということで了解していただきたい。

なお、関連して申し上げれば、法定受託事務となっている生活保護事務を国に返上しようという動きが大都市にあるが、これは法令に基づいてやっているものであり、市長の意思で返上ということはできない。児童扶養手当や児童手当等の事務も同じことです。

補足

大綱の中では、単市事業、単独扶助事業、法定受託事務などの言葉は使っていないので、用語解説には掲載しない。

なお、概念の区分は概ね次のとおり。

(1)歳出予算や決算のうえで、事務事業の財源に着目した分類

- ・ 国庫補助事業・・・事業の財源に国の補助金のあるもの。略して「補助事業」ともいう。
- ・ 地方単独事業・・・事業の財源に国の補助金のないもの。略して「単独事業」ともいう。

(2)事業の性質に着目した分類

- ・ 補助費・・・負担金や補助金を地元の団体等に支出していくもの。
- ・ 扶助費・・・生活保護費や児童手当など
- ・ 建設事業費・・・道路建設学校建設ほか
そのほか、人件費、貸付金、維持補修費など

以上から、法令外負担金は、財源の面では単独事業で性質の面では補助費となる。また、単独扶助事業は、財源の面で単独事業、性質の面で扶助費となる。

(3)国の地方への関与に着目した分類

- ・ 法定受託事務・・・もっぱら国の本来業務に関係する事務で、国民の利便性や事務処理の効率性の観点から法律で地方自治体が受託して行うこととされる事務。生活保護事務もその一つ。

- ・ 自治事務・・・法定受託事務以外の事務

(この中には、法令によって市町村の自治事務となっているものもあれば、市町村独自の条例や要綱で行っている事務もある。)

市町村の事務のほとんどは自治事務で、原則として、国の関与は及ばない。ただし、自治事務であっても、国庫補助金の交付等を通じて、国が関与する場合があった。このため、三位一体改革では、国庫補助金の縮小廃止と国から地方への税源移譲が打ち出されてきた経過がある。

<p>【意見】 大規模投資的事業について、原則凍結して、事前にコストを算出するということが出ているが、一律に凍結するのではなく、優先順位をつける必要があるのではないか。 優先順位付けについて1項目入れるべきではないか。</p>	<p>【答弁内容】 大規模投資的事業については、今後やらないということではなく、着手するからには、費用等を明確にし、パブリックコメントを求めて、市民のおおかたの同意があると判断ができない限りやらないということ。 優先順位については、総合計画の中の実施計画と関連すると思うので、総合計画審議会にこういった意見があったことを伝える。</p>
<p>【質問】 法令外負担金・補助金とは奨励的なものをいっているのか。</p>	<p>【答弁内容】 法令外負担金・補助金については、法律や条例等に定められたもの以外の、市長の裁量で負担金を支出しているものである。 団体が、既得権意識を持つ可能性があり、なかなか切りこめなかったが、今後メスをいれていきたい。 奨励的なものを含んでいる。</p>
<p>【意見】 組織の活性化の記述については、職員に対して積極的に地域にかかわれといっているのか。 協働について語られているが、協働を求めるのであれば、市役所全体の目の色が変わって取組んでいることが市民にわからないといけない。しかし、市の職員は、あまり地域に参加されないという声も聞く。 現場主義で、職員が地域のさまざまところに積極的に関わらなければ、市民には本気だということがわからない。 公共サービスは行政だけが担う時代ではなくなりつつあるとも書かれているが、公共サービスのあるべき姿について訴えていくことが重要になっているのではないか。</p>	<p>【答弁内容】 組織の活性化については、カネがない中で知恵もでないことではいけない、萎縮するのではなく元気のなる組織でないといけない、という意味で書いている。 地域との関わりについて、市職員が地域に出て行かない、参画しないという点については、我々も含めて反省する。 行政改革の中では、どういう対応ができるかはわからないが、総合計画のほうにも連絡して、とりあげるべきはとりあげていきたい。</p>
<p>【質問・要望】 連結決算バランスシート作成の固定資産については、実勢価格で書かれるのか。 不動産鑑定等は経費が係り悩ましいと思うが、透明で持続可能な行財政基盤の確立という目的のために、可能な限り現実を反映させたものにしてほしい。</p>	<p>【答弁内容】 前回委員会の調整結果のところでは、実勢価格は調査していないとお答えしたが、路線価や近傍類似の価格との比較はある程度行っている。 崎津団地内の土地については、現時点では実勢価格を上回っていないと判断している。 一般会計のみのバランスシートは既に出しているが、その際の公共用財産の評価は、取得値、建設時のデータを使用している。 専門家ではないがバランスシートの費用については実勢価格なり、場合によっては市場価格を用いるべきものと私は思う。</p>
<p>【質問】 米子市のラスパイレス指数はいくらか</p>	<p>【答弁内容】 現在の職員の給与水準を国と比較して示すときにラスパイレス指数が使われる。 米子市の場合、今年の4月から6月まで、給与のカットを一時的に中断しており、ラスパイ</p>

	<p>レス指数は4月時点の数値が使われるため、17年度においては、100.7です。</p> <p>ちなみに、カットしていた16年4月は97.7であり、今年の7月から、カットも再開している。</p>
<p>【意見】</p> <p>能力主義の人事評価と給与のリンクをしていかなければならないが、その際、現在の年功序列との関係を考えなければならない。</p> <p>財政が苦しいから給与カットの努力をされているが、もう一步ふみ込んでどうか。</p> <p>市町村でも、昭和50年代から、これに踏み込んでいっているところもある。</p> <p>もう少し長期的にとりくみ、根本からの見直しをしていく時期ではないか。</p>	<p>【答弁内容】</p> <p>給与制度や評価制度を変えようということ、今年の人事院勧告のなかにも、給与体系と能力主義について、そういう内容が盛り込まれた。</p> <p>今後、従来のように年功序列で給料があがるということは根本的に見直していかなければならない。評価制度と結びついているところもあり、実施計画でも盛り込むが、試行期間も含めて、2年から3年かかるのではないかと考えている。</p> <p>給料表の見直し、評価制度も含めて今後取り組んでいきたい。</p>
<p>【意見】</p> <p>パブリックコメントや審議会委員会で市民の意見を聞くということはあるし、例えば、委員会審議会のように行政が準備して意見を伺うという形が多いが、政策立案については、市内部で検討されているが、課題設定の段階で、経済財政諮問会議の市民版というか、ひとつそういったものを作ってはどうか。</p> <p>議員も入ってもいいので自由に議論をして政策課題をそこで砕いていったほうがいいのではないか。</p> <p>要するに、市民の声を補完する制度が、行政改革としては、まだ充分ではないのではないか。</p>	<p>【答弁内容】</p> <p>市民と行政と議会との関係の中で、間接民主主義として議会があるが、行政資料の内容や価値観の違いなどを十分にふまえていく必要がある、そういう中で、市民参画や協働が求められていると理解している。</p> <p>12月議会でも、議員からは、100人委員会のようなところで議論したほうがいいのではないかといった意見もあった。</p> <p>市民参画、協働のありかたについて、パブリックコメントのシステム化を検討している。</p> <p>また、委員会・審議会等も、公募の委員さんに参加していただき、行政側のひとりよがりの部分を指摘していただくことも意義があると思っている。</p> <p>システム化をはかっていきたい。</p>
<p>【意見】</p> <p>地方議会の意義について考えてみると、国会議員、県議会議員、市議会議員と選挙があって、有権者には議員は同じような職務を持っていると考えがちだが、地方自治体の市議会議員の役割というのは、国会議員とは、あり方が違うと思う。</p> <p>市長に大統領的な権限があり、国とは全然違う。</p> <p>先般、日本海新聞で、議員数の減より議員のあり方を検討する必要があるということが書かれていて、記憶に残った。</p> <p>市議会議員のあり方がどういうものかということ、この際、執行部から情報を流して議員さんにも勉強していただきたい。</p>	<p>見解</p> <p>昨今、地方議会を中心としたシティマネージャー制度などアメリカ型の地方自治が目ざされている。わが国においても、地方分権の時代にあつて、政策提言機能や監視機能など地方議会の役割がますます重要なものになっている。</p> <p>本市の市議会議員は、これらのことは十分に認識されており、独自に研修・研鑽を積み重ねていると認識している。</p> <p>また、市議会には、行政情報等を積極的に提供しており、議会の意見も聞きながら行政改革をはじめ、よりよい市政の推進に努めたい。</p>

<p>【意見】 委員会、審議会という形も結構だが、あまり四角四面ではなく、自由に討論できる場が必要ではないか。 今、街中では、市役所が、アーケードにもっと進出したり、市議会もそこでやったらいいではないかという声がある。 要するに、もっと住民に近いところで、くだけた会議をする。 皆、忙しいから、仕事が終わったあとで集まって、401会議室といった四角四面ではなく、自由にやれるようなところで、会議する。 議員の立場とか、そういうことではなくて、あくまでいるんな意見をたたかわせる場があってもいいのではないか。 そうすると、たとえば市役所も、こんな立派な建物でなくてもいいのではないか、全部いらんといわないが、街中のアーケードに出ると商店街も人がくるから活気づくでしょうし、ここも少なくなれば、土地代も減らせるという形になるかもしれない、 そういうやわらかい発想で、四角四面ではなく、より幅広く、より柔軟に、市民の意見をたたかわせる、吸い上げるということを意識しながら行財政改革大綱をさらに磨き上げてほしい。という意見です。</p>	<p>見解 市民自らが集まって、市政についてさまざまな角度から討論していただくことは、住民自治の基本であり、そのような場に職員が個人として出ることも、意義があることと考える。 しかし、現在の日本の地方自治制度の枠組みで、行政が、特別にそのような場を設置するとすれば、それは、あくまで、現在言われている市民参画の流れの中でのことであり、100人委員会などもそのような考え方で提案されてきたものと思う。 しかし、一方に選挙制度によって、市民を代表する議員からなる決定権限を持つ市議会がある中で、そのような委員会を設けることがどうなのかという点がある。特に有識者不在の委員会においては、場合によっては、結論が二転三転する可能性もあり、それに振り回される可能性というものを考えておく必要がある。 そのような見地からすれば、一方では個人の意見であっても幅広く募集していくパブリックコメント制度をシステム化しながら、そのうえで市議会での堅実な議論によって、ものごとを決していくことが、市政の発展にとって重要ではないかと思う。 当面、パブリックコメントの制度化や市民参画推進計画を進めながら、方向性をさぐっていききたい。</p>
<p>【議事2】 資料3-3 米子市行財政改革大綱・実施計画 実施項目一覧 資料3-4 米子市行財政改革大綱・実施計画(素案)</p>	
<p>【要望】 実施計画となっているが、この資料では、具体的内容が見えないところが多い。 例えば、ミニ公募債の発行についても、具体的にどのような形で発行し、市民がどうふうに参画するのか。 なくてもイメージできるものもあるが、できれば具体的にしてほしい。</p>	<p>【答弁内容】 実施計画の中には、例えば計画をたてて実施するとか、検討するというだけで終わっているものもある。ミニ公募債については、レートがいくらとか書き込めればいいが、地元金融機関との折衝がないと決まらない。また、悪質滞納者の行政サービス制限についても、どういう人が悪質滞納者で、どういう行政サービス制限をするのかということは、現時点では入っていない。 5年間の中で、やっていくということであり、具体的な状況が出てくれば、進行管理の中で、その都度、その時点で報告させていただきたい。</p>
<p>【質問】 計画としては、素案がとれた形で、実施計画になるのか、それとも、これとは別に文章化を行うのか。</p>	<p>調整結果 この資料がそのまま実施計画になります。別途に文章化するものではありません。</p>
<p>【質問】 皆生漁港整備事業計画ですが、今年の予算もかなりの金額があがっている。 漁協からすれば、砂がたまって使えなくな</p>	<p>【答弁内容】 北防波堤の設置工事が20年度までの計画となっている。今年度、1億5千万円程度の予算となっているが、その間は、財政的な投資が必</p>

<p>っても困るわけですが、費用対効果はどうか。</p> <p>どれくらいの漁獲高で、それが市の税収にどれくらい反映するかわからないし、また、実施予定年度が21年度ということで、5年目になっている。</p> <p>それまでは、逐次、金を投入していくのか、それとも様子をみて20年度までは調査するということが。</p>	<p>要になる。</p> <p>ここで、検討するとしているのは、北防波堤の設置工事が終わった段階で、将来計画の消波堤の修繕について検討していくことです。</p> <p>資料、補足</p> <p>皆生漁港の漁獲高</p> <p>平成16年度 水揚量 96,711kg 水揚高 74,418千円</p> <p>現在の年間の浚渫費用 25,000千円～30,000千円</p> <p>北防波堤の延伸、西防波堤の新設により、浚渫費用を1/3程度に軽減し、港内航行の安全度の向上をめざしたい。北防波堤完成による漂砂の減少効果を見て、西防波堤の新設について検討したい。</p>
<p>【質問】</p> <p>赤字ということで、職員も特別職も毎年のように賃金カットしているが、赤字がどれくらい減ればカットはなくなるのかお聞きしたい。</p>	<p>調整結果</p> <p>カット以前に、給与水準そのものについての議論もあろうと思う。カットは一時的な特例と考えている。</p>
<p>【意見】</p> <p>成績重視について、人事院勧告のほうからも、そのような動きになっているという説明があったが、ILOの勧告について、OECD加盟国の中で、日本だけが公務員に団結権や団体交渉権を与えていない。</p> <p>そうした労働基本権を制約した中で、能力主義や実績主義を査定するということは、一方的な見直しではないかと受け止めざるを得ない。</p> <p>もし、どうしても評価を入れるとすれば、公平性、透明性、客観性、納得性、誰が見ても、という、こういう文言がないとダメだと思う。</p> <p>今、成果主義が、結構、はやってはいるが、鳥取県内のある社長が、自分のところは成果主義をいれないといっている。</p> <p>その理由は、仕事を教えてもそれは評価されず、仕事を教えないほうが、仕事がおわらなくて評価されるということで、ぎくしゃくするからということだった。笑い話のようだが、成果主義をいれたくないという社長もいたということをつけ加えておきたい。</p> <p>また、そういったものを入れるなら、早急に職員組合との話し合いや苦情処理委員会に職員組合が入れるようにするとかが必要。苦情を言いたくてもそういう制度がないとか、誰が評価するとか。そういうことも明確にすべきだ。</p> <p>車の販売のように、ひとり一人が何台売ったかが明確な職種のところはいいが、市役所</p>	<p>【答弁内容】</p> <p>ILOの勧告の中で、公務員のストライキ権が日本だけ認められていないが、日本ではその代償措置として人事院勧告制度があると認識している。</p> <p>今年の勧告の中で、年功序列から能力主義への転換ということがある。</p> <p>人事委員会のない米子市のような自治体にとっては、人事院勧告の制度にのっとってやらざるを得ないという面がある。</p> <p>評価については今後、給与と結びついてくるので、先ほど言われた公平性、透明性、客観性、納得性に充分配慮した制度にする必要があり、やはり3年程度の試行をふくめた期間が制度化までに必要になるが、職務職責に応じた体系にしていくべきではないかと考えている。</p> <p>苦情処理委員会については、組合と協議をはじめたところであり、今後、そういう点もふくめて十分に協議していきたい。</p> <p>また、市の仕事の中では、なかなか業務で優劣を測れない部署等もあるので、勤務の実態にあった評価にしていかなければならないと考えている。</p>

<p>の仕事の場合、本当に評価ができるような仕事の内容なのか。</p>	
<p>【意見】 時間外勤務については、財政が苦しくて超過勤務手当が払えないから帰りなさいと管理職がいわないと、職員は善意で残っている。 民間でも、超過勤務手当が払えないから帰りなさいといわないと、成果主義だから、帰ればカットされるのではないかとか、成果をみとめられないのではないかとということで帰らない。こういったところと結びつきがある。 従って、ノー残業デーとかあるわけですが、是非とも各課の管理者のかたが、帰りなさいということを書いてほしい。 そうしないと、サービス残業になる。そういうことが多いということを指摘しておきます。</p>	<p>【答弁内容】 時間外については、米子市ではサービス残業はないと認識している。 休日振替制度や勤務時間の割り振り等を活用して、削減に努めているが、管理者の立場での適正な管理も必要と考えており、今後厳正に対応していきたい。</p>
<p>【質問】 時間外勤務削減の徹底などが書かれているが、具体的にどのような方法でされるかということなどもお答えいただければ。</p>	
<p>【質問】 現在の人事評価はどのようになっているのか。人事評価表などがあるのか。</p>	<p>【答弁内容】 現在、勤務評定を年2回、所属長が、比較や10項目程度にわけて評価するという制度があるが、これが十分な形ではないので、透明性や納得性を十分に反映していく形にしていきたい。</p>
<p>【質問】 休日の振り替えによって、時間外を削減するということだが、職員から管理職に時間外勤務の申請をするという制度があるのか。</p>	<p>補足 時間外勤務は、業務の進捗状況等に関して担当職員からの状況報告等を勘案して、管理職である所属長が命令する。手続き上、時間外勤務の申請制度はないが、現実にはそれに近い運用になっていると認識している。</p>
<p>【質問】 休日振り替えでも、週をまたがれば、その週は時間外が発生することになり、時間外がないということにはならないのではないか。</p>	<p>【答弁内容】 サービス残業はないと認識しているが、時間外勤務自体は、1人1月当たりで平均8時間程度はあると認識している。 休日振り替えについては、休日に勤務した日には、平日に休んでいただいている。 また、夜、地元で説明会があるような場合、勤務時間を変更していただくという対応によって時間外勤務を削減しようとしている。</p>
<p>【意見】 特に土曜、日曜の出勤の場合、その週に代替ということになります。7日間休まなければ、休日残業が発生したことになる。 それで、翌週の平日にふりかえた場合、休日残業した残業代と、平日にふりかえた場合とでは、収入が違う。</p>	<p>【答弁内容】 時間外の振り替えについては、事前にわかる場合には、あらかじめ休んでいただくようにしている。 調整結果 職員給与は職員給与条例に基づいて支出しており、給与のカットもまた、職員給与の特例の</p>

<p>だから、絶対に残業が発生しないというのは、これは、現状においても違うのではないか。</p> <p>公務員でも民間でも労働基準法の部分では大きく変わることはないと思うので、そのところを、もう少し最初から見直しして、市職員も一所懸命働いているので、賃金は生活の糧であり大切なので、その辺の取扱いを慎重に、1円であっても働いたものは、出してあげたい。</p>	<p>条例によってカットしている。 給与に限らず、支出の取扱いは、適正に行っています。</p>
<p>【意見】</p> <p>成果主義は、確かに営業の職員とかには、一般化してきた経過があるが、今は、成果主義は、あまりよろしくないと思う。</p> <p>成果主義を入れるのであれば、評価をしっかりとしなければならぬ。</p> <p>市役所のほとんどが事務職の中で、適正に評価するという事は、誰が評価するのか、1人で評価するのか、上司が評価して、また、そのうえの上司が評価するのか、本人にも自己評価をさせるのか。</p> <p>そういうことをしっかり考えていかないと気の毒な人が出てくると思う。</p>	<p>【答弁内容】</p> <p>評価によって、賃金が変わってくるということで、評価制度の導入は、なおさら厳格にやっていく必要がある。</p> <p>まず、評価するものをどう確立していくか。例えばA課長とB課長とで、評価の点数が違うということであってはいけない。</p> <p>まず評価するものの均一化を進めて、制度を作っていかなければならぬ。</p> <p>先ほどいわれたように、評価制度というのは、非常にむずかしいが、これから勉強していきたい。</p>
<p>【意見】</p> <p>給与については、国家公務員より地方公務員の給与が高いという観点で論じられる場合があるし、また、民間企業と比較して高いということもある。</p> <p>経済の成長期には、民間の給料のほうが高く、人材確保の観点から、国は高い給料で職員を採用し、県や市町村も人材確保の観点から、順次、国や県以上の給料にしてきた。</p> <p>こういう、高度成長期の名残が残っている。</p> <p>地方自治体の職員組合の存在というのは、そういうお役所の既得権で、給料のいいときはいいが、下げなくてはならないときは知らん顔をする。</p> <p>国民の税金であるということは無視して、自分たちの都合のいいように考える。</p> <p>そういうことではいけないということで、現状では、とにかく民間の給料まで下げようということが、世論の力となって、今、政治を動かしているわけです。</p> <p>そこにきて、さらに、米子市が、赤字団体になろうとしていることを、そういう危機感を我々市民はもちろんのこと、どのように受けとめていくのか。</p> <p>給与の問題は、本来、過去の財政状況がいい時にやらなくてはならなかったと思うが、現在の状況からすれば、市長さんも、リーダ</p>	<p>見解</p> <p>公務員給与をめぐる社会全体の流れとして、指摘のとおりと思う。</p> <p>職員組合も給与の財源が税であることは十分に認識しているものと考えている。</p>

<p>ーシップをもっておられるわけですので、これを機会に、冠たる米子市をつくっていかねばいけませんと思います。そういう観点を忘れないでほしい。</p>	
<p>【質問】 職員数は何人で、市民一人当たりの職員数何人で、他の市町村と比較してどうなのか。客観的データがほしい。</p>	<p>【答弁内容】 職員数は、6月現在で、市は918人、水道局は115人。 資料提出 職員数の資料として別紙、資料4-1-ア、イ、ウを提出します。</p>
<p>【意見】 財政健全化プランの29ページのところで、10月にあった財政健全化プラン説明会の中で市長がふれられて、経常収支比率の中の人件費はそう問題じゃないといわれたが、私は認識が違う。 ラスパイレス指数も107%と高く、経常収支比率の人件費も26.9%だが、国は20%を基準に下さいといっている。 それだけ高い給料を職員が求めているなら、職員を減らして高水準にするのか、逆に、世間並みに下げて、下げた分を市民サービスに回すという考え方にもどっていかないとけない。</p>	<p>【答弁内容】 ラスパイレス指数は107%ではなく、100.7です。 また、7月からはカットしているので、97.7程度と思う。 補足 人件費の経常収支比率26.9%は旧淀江町の数値です。 合併後の、平成16年度の米子市の人件費の経常収支比率は、19.9%です。 見解 行政のタッチする分野の減少や効率化により、職員数を減らしながら、給与体系も時代にあったものにしていく必要があると考える。</p>
<p>【質問】 ワタリ、昇給短縮はあるのかどうか。</p>	<p>【答弁内容】 昇給短縮は、職員組合との合意に基づいてやっているが、今後は、厳格な運用に努めたい。</p>
<p>【意見】 職業柄、民間での話を聞くことが多いが、従業員が自分たちの会社という自覚を持って積極的にやっている会社は元気が良く、そうでない会社は業績が悪い。 私の経験でも、毎年赤字を出していた会社が、職員が意識を持ってやりだして、3年目に黒字になった喜びは相当おおきかった。私の場合、その間、自分が働いた分の給料がもらえなかったことが悔しかったかということ、そうでもなかった。 サービス残業を黙認しつつ、やらないと査定に響くぞというのもどうかと思うが、意識の高い職員まで帰れというのは、違うという意見です。</p>	<p>見解 同じ課内であっても一方では超過勤務、他方ではすぐ帰るといった実情であり、市役所全体で赤字をなんとかしようという状況の中で、組織全体で協力して課題を解決していくような風土の醸成が必要であると考えている。</p>

<p>【意見】 成果主義の話については、確かに、事務職の人の成果を正確に評価するのは、難しい。 例えば、民間企業では、業績が上がって、剰余金があれば例えば従業員にボーナスがでる場合もあるし、通常の昇給以外の昇給がある場合もある。 地方公共団体の場合、基金に、貯金の部分があって、今は取り崩す方向しかないが、これがいつか、また、基金を積みあげていけるような状態になったら、その時には、給料をマイナスにしている部分を反対にプラスにするということがあるとか。その他、市全体の財政がプラスになった結果を見て、職員がトータルで評価されるような形ができないものか。 もちろん、国の状況とか、他の要因によってプラスになる場合もあるので、それらの要因は差し引いて、職員の努力でプラスになった部分を算出することは可能だと思う。 それをもとにして、今は苦しいが、市の財政がプラスになったときには、いずれ給与に反映されるのだから、一日でも早く、財政を好転させようというような職員全体の方向につなげるのは、難しいことなのかどうか。</p>	<p>【答弁内容】 公務員の給与は、生活給、能力給などいろいろな見方があり、取扱いも人事院勧告や人事委員会等、ある意味で折衷案的な産物です。 こういう財政難の時に、米子市は3%から5%カットしているが、市民は、公務員を養うために、税金を払っているのではないという感覚だと思う。 行財政改革大綱の実施計画の策定で、これから市民に痛みを求めていくので、そういうときに、職員も痛みを感じるという部分があってもいい。 職員は少数精鋭主義で、成果に応じた給料をもらうべきだということも、ある意味、妥当な考え方かもしれないが、現行制度上、給与は条例が根拠となっており、その中で、ご提言のような、将来、財政健全化した場合の給与のあり方について、現実的に市民の理解や議決が得られるかどうかは難しいと思う。 給料の原資は税金であり、財政的余裕ができて、まず市民サービスに使うべきであって、その辺が公務員と民間との違いではないかと思う。</p>
<p>【意見】 そうすると、公務員の給料は、安いほどいいという話になりかねないが、現実には、人事院勧告を一つの基準としているので、そうではない。 今、人事院勧告より若干下げているわけだから、苦しい時だけ通常の基準より下げなさいというのは、市民としてはありがたい。 しかし、この苦しい局面で、職員に意欲を出してもらうためには、将来、市財政が、よくなっても、給与は元に戻るだけですよということだけで、果たして市全体として、効果がどうなのかと思う。 次回、また、申し上げるかもしれません。</p>	<p>【見解】 行政の財源は、主に納税の義務によって支えられており、サービスの増加によって支出は増えるが、必ずしも収入が増加するものばかりではない。 このため、行財政改革の中で、一定のサービスを圧縮する方向も出てくるが、サービスを削って、職員給与を増やすようなことでは、市民の理解は得られない。 なお、給与体系として、歩合制などの要素をとり入れて、職員のやる気を引き出すことは、考え方としては、ありえることだが、現実の事務内容がさまざまであり困難な面があると考ええる。</p>
<p>【要望】 助成事業の一覧表なり、助成金の配布先が分かるものを見せていただきたい。</p>	<p>【答弁内容】 補助金負担金の一覧表として、決算審査の資料を次回提出する。支出先については、農業者等個人の場合もあるので、現在ある資料ということで、決算審査資料の中から事業の一覧のみを提出することとさせていただきたい。 資料提出 補助金負担金の資料として、別紙、資料4-1-工のとおり提出します。</p>